

韓国で鳥インフルエンザ 発生！！

～防疫対策の点検・確認を徹底してください！～

〈発生の概要〉

- 1 ウイルス ・弱毒タイプの鳥インフルエンザ(H7N7亜型)ウイルス
- 2 発生の経緯 ・10月16日(土)サーベイランスの一環で摘発、死亡は確認されていない。
- 3 発生農場 ・家きん(鶏、アヒルなど) 飼養農場1戸 3,274羽飼養
忠清南道(チュンチョンナムド)、礼山郡(イエサンゲン)
- 4 防疫措置 ・当該農場の隔離、飼養されていた家きんの殺処分、消毒
・移動制限

我が国では、韓国から10月18日に連絡を受け、直ちに、家きん(鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥など)、家きんの肉 及び 臓器 並びに 加工品などの 輸入停止の措置を講じています。

日頃から「飼養衛生管理基準の遵守」を徹底することが重要です！



野鳥などの野生生物の飼育施設への侵入防止
農場関係者以外の出入りの制限、出入口での消毒の徹底
飼養している家きんの健康観察 などなど

異常な家きんなどの早期発見・通報について

いつもと何か違う？！ と 感じるような異常 をつけた場合は、
すぐに市町村、担当獣医師または家畜保健衛生所までご連絡ください。

飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町7-468

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

